

いてくださいね。法務省内そして任命権者である内閣とも協議を行いました、もちろん協議の中でもさまざまな意見も出ましたという答弁をされておりますが、実質的に黒川検事長の処分内容はこの協議で決まつたということですか、大臣。

○森国務大臣 黒川氏の処分については、法務省が行つた調査結果とともに、法務省としては訓告が相当と考る意見を伝え、検事総長において最も重い訓告が相当であると考えました。その上で、検事長の監督者である検事総長に対し、法務省

として、調査結果を踏まえ、監督上の措置として最も重い訓告が相当であると考えました。その上で、任命権者である内閣に報告したところ、法務省としての決定に異論がない旨の回答を得ました。その後、検事総長から黒川氏に対し訓告の措置がなされたものです。

総理に対しては、最終的に、調査結果、これを踏まえて処分したこと、及び、辞意が表明されたのでこれを了解したことを私から報告し、法務省の対応について了承を得たというのが経過です。なお、法務省及び検事総長が処分を決定するまでの過程において、法務省から内閣に対し、事務的に、調査の経過の報告、先例の説明、処分を考える上で参考となる事情の報告等を行つております。

二十五日の参議院決算委員会における、私の、内閣と協議した旨の答弁は、法務省及び検事総長が処分を決定するまでの過程において、法務省から内閣に対し、事務的に、調査の経過の報告、先例の説明、処分を考える上で参考となる事情の報告等を行つたことを申し上げたものでございます。

○後藤(祐)委員 この法務省と内閣側との協議で決まつた、今、協議結果という言葉を使われましたが、協議結果は、処分の内容は何だったんですね。訓告だったんですね。

○森国務大臣 法務省から内閣に対し、調査の報告、先例の説明、処分を考える上で参考となる事情の報告等を行いましたが、処分の内容を訓告

にすることについては、法務省内で決定をいたしました。

○後藤(祐)委員 法務省内で正式にというか、検事総長に申し入れる内容を決めたのはそうなのか訓告が相当であると判断したものでございます。

そして、任命権者である内閣に報告したところ、法務省としての決定に異論がない旨の回答を得ました。その後、検事総長から黒川氏に対し訓告の措置がなされたものです。

総理に対しては、最終的に、調査結果、これを踏まえて処分したこと、及び、辞意が表明されたのでこれを了解したことを私から報告し、法務省の対応について了承を得たというのが経過です。なお、法務省及び検事総長が処分を決定するまでの過程において、法務省から内閣に対し、事務的に、調査の経過の報告、先例の説明、処分を考える上で参考となる事情の報告等を行つております。

二十五日の参議院決算委員会における、私の、内閣と協議した旨の答弁は、法務省及び検事総長が処分を決定するまでの過程において、法務省から内閣に対し、事務的に、調査の経過の報告、先例の説明、処分を考える上で参考となる事情の報告等を行つたことを申し上げたものでございます。

○後藤(祐)委員 この法務省と内閣側との協議で決まつた、今、協議結果といふふうに大臣が、協議結果は、処分の内容は何だったんですね。訓告だったんですね。

○森国務大臣 法務省から内閣に対し、調査の報告、先例の説明、処分を考える上で参考となる事情の報告等を行いましたが、処分の内容を訓告

か。二つ目、現行の国家公務員法八十二条の三に基づく勤務延長、これを解釈変更されていますが、もう一回戻して、やはりこれはできないこととするのかどうか。この二つ、この刷新会議での検討内容に入れるんでしょうか、大臣。

○森国務大臣 法務・検察の信頼回復のための会議でございます。その内容については、今後更に検討、調整した上で、改めて御説明してまいります。

○後藤(祐)委員 これから考るんですか。こんな大事なことを検討対象にしないで、どうやつて国民の検察に対する信頼を取り戻すんですか。まあ、でも同じことを聞いても、これから検討しました。

○後藤(祐)委員 そうしますと、法務省と内閣側との協議においては、訓告だと、あるいは徵戒処分だと、処分の内容については具体的には一切議論にならなかつたということですか。

○森国務大臣 はい、そうでございます。

○後藤(祐)委員 そして、私が内閣に報告をしたところ、その決定に異論がない旨の回答を得たときに、初めて訓告ということが異論がないものとの決定を、回答を得たわけでございます。

○後藤(祐)委員 すごい答弁ですね。法務省は何しに行つたんですか、内閣側に。相談しに行つたんじやないんですか、そこについて。

○後藤(祐)委員 検事長の処分の内容については一切そこの協議では議論されていない、虚偽答弁じゃないんですか、今のは。これは予算委員会や何かで内閣側に

かも来てもらつて、やつてもらいましょう。先ほど、刷新会議なるものを設置して、これから、検察の信頼を失つた状態からどうしていくかはおつしやいましたけれども、以下のことをちゃんと検討対象にすることを約束してください。

○後藤(祐)委員 一つ目、今回の改正法案に入つてある定年延長、役職定年延長を本当に導入するのかしないのか

ですね、大臣。

○森国務大臣 就任してすぐその業務の遂行といふことが、ゼロか一〇〇かということではなくなかなか判断できかねるものでございますけれども、業務の継続をなるべく円滑に行っていくように、そして、失われた信頼を回復するように、手腕を發揮していただきたいと思っております。

○後藤(祐)委員 答えていいなんですが、引継ぎの例えは数日なんかは、私も役所にいましたから、それは大変ですよ。若干の支障がもしかしたらあるかもしれない。それはどんな異動だつてそういうことです。でも、その引継ぎに最低限必要な日

にちを経て、それでも支障が発生することがあるんで、それは大変ですよ。若干の支障がもしかしたらあるかもしれない。それはどんな異動だつてそういうことです。でも、その引継ぎに最低限必要な日

います。これ抜きに検察の信頼回復はあり得ません。なぜ黒川氏は訓告処分なのか。裏返しますと、誰が黒川氏を懲戒処分にしないという決定を行つたのかということです。

もちろん前提としてですけれども、我々は、黒川氏の定年延長の閣議決定自体が違憲、違法だ、だから黒川氏が検事長の職にとどまつたこと、自体に法的根拠がないと考えておりますから、職にあることを前提に懲戒処分が妥当かどうかというの、本来は筋の違う話です。閣議決定と法案にありますのは、前回は筋の違う話です。閣議決定と法案特例部分の撤回こそが本筋ではあります。

しかし、その上で、今回、誰が黒川氏の懲戒処分について決定したのかということの説明が、安倍総理始め、全く納得いかないわけですね。ですから、この処分のプロセスを検討していく。まずは、処分が重いかどうかはこの際考えません。おいておきます。この処分のプロセスについてお聞きたいと思います。

特に、現行法上、検事長を懲戒処分にしないことができるは誰か、あるいは、懲戒処分にしないことを決定できるのは誰なのか。検事総長なんか、法務大臣なのか、内閣なのか、これから見ていきたいと思います。

国家公務員法の第八十四条は、「懲戒処分は、任命権者が、これを行う。」と規定しております。内閣府にお聞きますが、懲戒処分を行つてある権限、これを誰に与えるかというの、人事行政上極めて重要な問題だと思います。この懲戒処分は任命権者が行うとしている国公法八十四条の趣旨はどこにあるんでしようか。

○藤田政府参考人　お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、国家公務員法第八十四条第一項におきまして、「懲戒処分は、任命権者が、これを行う。」と規定をさせてござります。

○藤田政府参考人　お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、国家公務員法第八十四条第一項におきまして、「懲戒処分は、任命権者をして、任命権者は、任命権を始め、事務の統括権、服務統督権を有しており、部内の事情について通曉している者であることから、任命権者に公務員関係の部内秩序を維持するための懲戒権を与える

ことが最も適切であるとされたものであると承知をしてございます。

以上でございます。

○藤野委員　そういう理由で、「懲戒処分は、任命権者が、これを行う。」と。ですから、懲戒権者を

持つていな人間が懲戒処分をするかどうかを決めるようなことがあつてはならないんですね。

大臣、確認したいと思うんですが、懲戒権者で

もしない人間が懲戒権行使したら、人事行政上と

思ふんですけど、大臣も同じ認識ですか。

○森国務大臣　はい。懲戒処分は任命権者が行うものであると考えております。

○藤野委員　検事長の任命権者は、これは検察庁

法十五条で、「検事総長、次長検事及び各検事長

は一級とし、その任免は、内閣が行い、天皇が、

これを認証する」と規定しております。つまり、

検事長の任命権者は内閣である。

としますと、大臣、お聞きしますが、検事長を

懲戒処分にするかどうかという極めて重い判断を

する権限を持っているのは内閣であつて、検事総

長にも、法務大臣にもその権限はない。間違ないですか。

○森国務大臣　任命権者は内閣でありまして、閣

議決定において任命をされますが、その閣議を閣

議請議するものが法務大臣でござりますので、そ

の限りで法務大臣にも責任がございます。

○藤野委員　私が聞いているのは、懲戒処分とい

う極めて重い国家公務員法上の処分をすることが

できる、これを検事長についてすることができます

はどこにあるんでしようか。

○藤田政府参考人　お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、国家公務員法第八十四条

第一項におきまして、「懲戒処分は、任命権者

が、これを行う。」と規定をさせてござります。

○藤野委員　お答え申し上げます。

は、任命権者である内閣として黒川氏を懲戒処分にしない、しないという決定。これはほかの人はできなことです。懲戒処分にするかどうかという

二十二日に、最終的に内閣で決定したというそ

の中身は、懲戒処分にはしない、まずはここを決めた、そういうことでよろしいですか。

○森国務大臣　二十二日の記者会見における私

の、内閣において決定がなされた旨の発言は、檢察庁を所管する法務省、そして内閣の一員である

法務大臣である私、そして検事総長が訓告相当と

決定をした後に、内閣に報告をし、内閣からそ

の決定に異論はない旨の回答を得たことを指します。

○藤野委員　そこは違うんですよ。法務大臣に

も、検事総長にも、懲戒処分にするかどうかとい

うそこの判断はできないんです。そこは内閣だけ

に、任命権者だけに与えられているんです、國家

公務員法上。これは検察官にも適用されるんで

す。

大臣、私が聞いたのは、出口の段階で最終的に

訓告にするか、これはまた別の話で、今回、今議

論がありましたけれども、標準例で懲戒処分なん

です。ですから、懲戒処分をどうするかというの

をまず入り口で検討しないといけない。その検討

権者、判断権者は誰かというと、内閣だけなん

です。ですから、大臣が、法務大臣と検事総長が相

談して決めたと。これは法律に反するんじゃないですか。

○森国務大臣　法務省及び検事総長が訓告という

処分を決定するまでの過程において、法務省から

内閣に対し事務的に、調査の経過の報告、先例の

説明、処分を考える上で参考となる事情の報告等

を行つております。

○藤野委員　悪質な御飯論法だと思いますけれども。

要するに、訓告にするのを決めたのは誰かは今

問題じゃないんです。それ以前に、標準例である

懲戒処分、これをするかしないか。どっちでもいい

いですよ、判断。判断の別はおきましょ。しか

し、懲戒処分をするかどうかという判断権者は内

閣なんです。法務大臣が勝手に決めちゃいけな

い、任命権者じゃないんだから。ましてや、検事

総長は決められない。それを、あれこれ内閣とは

別のところで話し合つて決めたと。これは法律違

反じゃないですかということなんですよ。

○森国務大臣　まず、検察を所管している法務省

において事案の調査を行いましたので、その調査

の経過の報告、それから先例の説明、処分を考え

別のところで話し合つて決めたと。これは法律違

反じゃないですかということなんですよ。

○森国務大臣　まず、検察を所管している法務省

において事案の調査を行いましたので、その調査

の経過の報告、それから先例の説明、処分を考え

別のところで話し合つて決めたと。これは法律違

反じゃないですかということなんですよ。

○森国務大臣　じゃ、ちょっと聞きますけれども、

懲戒処分が標準例なんですね。大臣は、これを検

討の出発点にされたんですか。懲戒処分を大臣が

検討されたんですか。

○森国務大臣　処分の案については事務の方で

その意見を内閣に報告をし、了承を得たという流

れでございます。

○森国務大臣　いや、ちょっと聞きますけれども、

懲戒処分が標準例なんですね。大臣は、これを検

討の出発点にされたんですか。懲戒処分を大臣が

検討されたんですか。

○森国務大臣　処分の案については事務の方で

持つてまいりましたが、それから私の方で幹部と

協議をする中で、人事院の条項というものはもち

ろん検討をいたしました。

○森国務大臣　処分の案については事務の方で

持つてまいりましたが、それから私の方で幹部と

協議をする中で、人事院の条項というものはもち

ろん検討をいたしました。

○森国務大臣　つまり、国家公務員法上の措置である懲戒処

分、これは極めて重い処分です。極めて重い。だ

から、懲戒権者は誰かというと、今の現行法上は

任命権者と人事院に限つているんですね。任命権

者が第一次的に、懲戒権を発動するかどうか、こ

の人がしか決められないんです。この発動するかし

ないかを検討して初めて、国家公務員法ではない監督上の措置として、訓告にするのか、厳重注意

にするのか、注意にするのか。これは確かに問題

になります。しかし、私が聞いていますのは、監

督上の措置をする前に、これは標準例として懲戒処分なんですから、懲戒処分をするかどうかを検討しないといけない。そして、それをどうする

か、するかしないかを決めるのは内閣なんです。これは何で内閣がやつていいんですか。

○森国務大臣 先ほど申し上げましたとおり、私の方で意見を申し上げ、内閣に報告し、内閣からその決定に異論がない旨の回答を得ておりますので、任命権者の方がきちつとその手続に乗つていろいろふうに理解をしております。

○藤野委員 全く違うんです。決定権者が自分で決めたということと、懲戒処分という重い処分について全然別の人が決めたのを後で了承するといふことは全く違います。今それが本当にそうだとすれば、安倍総理自身が現行法を踏みにじつているということになるんですよ。

内閣として決定しなければならない。検事長という重い職責にある人を懲戒処分にするかどうか。しない判断もある。する判断もあるでしょう。しかし、そういう重い判断は任命権者である内閣じゃないとできないんですよ。

○川原政府参考人 具体的な経過でなくて、一般的な制度として御説明を申し上げます。

委員御指摘のように、検事長の懲戒を行うのは任命権者の内閣でございます。しかしながら、私どもの法務省は一方で検察官に関する事務、検察官の人事も所管しております。このような場合に、内閣が、法務省とは離れて、全ての事務について検討作業だとかやるわけではございません。この場合は、権限者は内閣ではございますが、内閣の一員である法務大臣、これは主任の大臣になります、それそれを補佐する私ども法務省事務当局において調査をし、さらに、どのような処分が適切かを判断する。その上で、こういう案員会が必要だと思うんですね。本当にそういう意

れを内閣に報告しているということをございますので、法務省が検討したことをもつて現行のルールから見ておかしいということではございません。

○藤野委員 いや、おかしいんです。懲戒処分をするかどうかというのは法務大臣段階では決めらるのではありませんよ。どうしますかというのを上げるのはわかりますよ。いろいろな材料を上げるのはわかる。しかし、懲戒処分をしないという決断、

あなた方のレベルではできないんです。内閣でやらないといけない。そして、内閣でやった後に、それはそのままおいておけないよねというのでは、次は監督上の処分がある。勧告にするのか訓告にするのか、いろいろありますよ。しかし、今一度見つめ直そう。自分の行動と職場の風土、東京高等検察院非違行為等防止対策地域委員会という、まさに人事院のものを更に東京高検に落とし込んだものがあるんですね。

これを見ますと、例えば先ほど出ましたマスクミ関係者についても触れております。利害関係者ではないけれども、以下の者について、この中にマスクミに入るんですが、利害関係者に当たらぬとされていますが、職務の公正さを疑われるような接触は厳に慎むべきであると、これに書いてあるんですね。

どんなものを慎むべきかというのがもう何個も書かれていまして、その中に、十三ページの工というところには、利害関係者から無償で役務の提供を受けてはならない、この無償で役務の提供を受けるとは、ハイヤーによる送迎の提供を受けることなどがこれに該当しますと。そして、キといふところには、利害関係者と一緒に遊技又はゴルフをしてはならない、遊技とは、マージャン、パチンコ、ポーカーなどが該当しますということあります。

そして、ハイヤーについてお聞きしたいんですが、調査結果報告や検討結果というのも拝見しました。そこには、黒川検事長個人のために手配されたハイヤーを利用したものではなく、記者Bが帰宅するハイヤーに同乗したものであつたと認め

いけない。そうないと、今回の処分について誰が決定したのか、この肝心かなめの核心の部分が明らかにならないどころか、総理も官房長官も全く現行法と違う答弁しているわけです。これは絶対に曖昧にできません。

そして、改めて別の問題も聞きますけれども、中身についても全く調査が私はされていないと思いました。私も、これは大変気になつているんですね。

ちなみに、人事院の懲戒処分の指針だけではなくて、東京高検がみずから、「品位と誇りを胸におりの答弁をされております。二十五日の会見でも、昨日の会見でも、法務省が訓告が相当と伝え、検事総長も訓告が相当と判断したと。要するに、決定の主体は法務省と検察庁だという答弁です。これは違うんですよ。

そして、昨日の参議院決算委員会では菅官房長官が、我が党の山添委員の質問に対して、懲戒処分が不要だと判断したのはなぜかと聞かれまして、そのようなことは判断しておりませんと答弁しているんですね。私、驚きました。今まで見てきたように、現行法というのは、まさに任命権者である内閣にその判断を委ねているんです。判断できるのは内閣だけなんです。それが、判断しておませんと。一体、この内閣は現行法をどういふふうに考えているのか。

検事長という重い職責にある人の懲戒処分をするかどうかというこの重い判断について、全く現行法を踏みにじっている。まさに、私は、予算委員会が必要だと思うんですね。本当にそういう意

味では、総理と官房長官に説明してもらわないと、られ、黒川検事長個人のために手配されたハイヤーではないと認定されております。

先ほど来お話をありましたけれども、帰宅するハイヤーと書いてあるだけで、行くときに乗つたかどうか書いてないんですね。公用車かもしれない。ここは明らかになつておません。再調査を求めることがあります。

そして、記者の手配したハイヤーと書いてあるんですけれども、普通、ハイヤーというのは、個人契約というのはなかなかないと聞いております。これは記者Bが手配したハイヤーなのか、新聞社が手配したハイヤーなのか。やはり、普通の会社は、個人が、社員個人がマージャンをするためにハイヤーを使わせないと思うんですね。やはり、その会社の仕事にかかわるからハイヤーを使わせる。新聞社でいえば、取材であります。帰宅する途中などで、行くときかもしれませんが、密室で単独取材ができる、だからこそ社のハイヤーを使わせたんじゃないかといふふうに思います。

実際、産経新聞の調査結果の中では、「記者二人の説明では、取材対象者の送迎には、記者が用意して同乗するハイヤーを利用して、主にこの車内で取材が行われていました。調査では、実際に取材メモなどが確認されました」と、産経新聞、一面トップで書いてあるわけですね。

大臣 お聞きしますが、ハイヤーという密室で取材ができる、だからこそ社が負担した、まさに、事実上、黒川検事長のために手配されたハイヤーなんじゃないですか。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。今回の調査につきましては、これまでお答えいた内容をもとに調査を行つております。なお、それぞれの記者あるいはそれぞれの記者の所属する新聞社に対する調査につきましては、黒川氏から聴取するとともに、その時点で二つの新聞社が公表して

いた内容をもとに調査を行つております。そこで、その記者あるいはそれぞれの記者の所属する新聞社に対する調査につきましては、黒川氏から聴取するところも、その時点が二つの新聞社が公表して

| | |
|---|---|
| <p>は差し控えるべきであるということで、これを調査しておりません。かつ、その取材について、取材一般についての調査はしておりませんので、そのハイヤーが、新聞社の、あるいは記者の意図において取材のために手配したものであったかどうかという点については、今申し上げたような事情で、私たちの調査としてどうであったと言つているものではございません。</p> <p>その上で、調査結果に記載しておりますように、記者が手配した、これはその費用の負担がどこかかといふことは別にして、当該記者が手配したという黒川氏の認識でございますので、その記者が帰宅するハイヤーに乗せてもらった、そういう事実を認定したというものです。</p> <p>○藤野委員 私がなぜこだわるかといいますと、この検討結果のところで、かけマージャンは認定した、これはけしからぬ、まことに不適切なものであると認められると書いていて、他方でと統いで、他方で、ハイヤーについては、社会通念上相当と認められる程度を超えた財産上の利益の供与があつたとまでは認められない、そこでということで、結論に持つていてるんですね。ですから、このハイヤーの部分というものは、要するに、情状酌量とまでは言いませんが、大したことないんだという認定に使われているわけではありません。しかし、そんなことは全く通用しない。</p> <p>これは、再調査について、私も委員長に強く求めましたと思います。</p> <p>○松島委員長 理事会で協議いたします。</p> <p>○藤野委員 常習性についてもさまざまな議論がありました。これも私は調査についてお聞きしたいんです、刑事局長で結構ですけれども。</p> <p>法務省の調査結果では、記者A、記者B、記者Cとともに約三年前からという認定になつておりますが、朝日新聞の調査では、三年間で月二、三回なんですね。大分違うんです。産経新聞の調査では、月に数回という方です。これも大分違います。</p> <p>月一、二回という調査結果なのか、月一、三回</p> | <p>うか。</p> <p>○川原政府参考人 調査の方法は、先ほど申し上げたとおりでございます。</p> <p>その上で、調査終了の時点で、調査結果報告にござりますように、三年前から月一、二回という形で調査をしてございます。</p> <p>なお、委員の御指摘は、その回数、頻度が重要な要素ではないかということで御指摘していると思います。</p> <p>たしか、人事院の処分指針を見ますと、常習賭博と賭博ということで、懲戒処分の種類が、標準例が異なっております。この常習性、人事院の処分指針における常習性というのはどういうことかというのは必ずしもまびらかではございませんが、刑法の常習賭博罪の常習性の考え方方が参考になります。</p> <p>なると考えましたところ、この刑法の常習賭博罪の常習性については、単なる回数であるとか頻度によって認定するという考え方はとられておらず、常習として賭博をしたか否かは、賭博の種別、賭博の複雑性、賭場の性格、規模、かけ金額の多寡、犯人の役割、賭博の相手方、営業性等の諸般の事情を総合的にしんしゃくして判断されるべきであるとされておりまして、このようなことながら、私どもは、総合的に考慮いたしまして、この職責の検討結果に記載しておるような事情から、常習性はないものと認定しております。</p> |
| <p>○藤野委員 やはり、今回の調査は極めて調査の名に値しないものであつて、そのもとで今回の処分が行われているということで、本当にこれは納得できない。大臣も、国民の信頼を回復するためには職にとどまつていらっしゃるわけですから、これでは到底その職責を果たしているとは言えないというふうに思つてます。</p> <p>○川原政府参考人 御指摘のよくな観点から法務局として網羅的に把握しているものでございます。代理人を通じてやるということはもう当たり前のことであります、なぜ今回不受理になつてしまつたのか。</p> <p>○藤野委員 いやいや、差し控えるというか。既にもう、はつきり言いますけれども、これはなぜなのか、要するに森友問題、河井大臣の問題。代理人を通じてやるということはもう当たり前のことであります、なぜ今回不受理になつてしまつたのか。</p> <p>○川原政府参考人 御指摘のよくな観点から法務局として網羅的に把握しているものでございます。代理人を通じてやるということはもう当たり前のことであります、なぜ今回不受理になつてしまつたのか。</p> <p>○森国務大臣 勤務延長の閣議決定につきましては、業務継続性の必要性に基づき、適正なプロセスでなされたものであると承知しております。</p> <p>○藤野委員 終わりますけれども、閣議決定と、そして法案の特例部分、この二つの撤回が本筋であり、これを引き続き強く求め、質問を終わります。</p> <p>○松島委員長 次に、串田誠一さん。</p> <p>○串田委員 日本維新の会の串田誠一でございます。</p> <p>当初の予定よりもかなりずれてしましましたが、森法務大臣も答えられないこともあります。が、聞いていたら、法務大臣であれば答えられることも、周りにたくさん的人が寄つていて、答えられないというような姿を国民が見たら、これは信頼回復は果たしてできるんだろうかというふうに私は思われるのではないかなと思うんですけれども。</p> <p>まず最初に、きょうは川原刑事局長にじっくり</p> | <p>まさにその日に、この告発状を受理しないという通知を行つてあるんですね。その理由は、代理人による告発は受理できないというものなんです。しかし、森友問題でも河井前法務大臣の問題でも、代理人によつて、つまり弁護士を通じて刑事告発が行われ、受理をされてきてるわけであります。</p> <p>なぜ安倍総理への告発に限つて受理をしなかつたのか。大臣、これはなぜですか。</p> <p>○川原政府参考人 検察当局の具体的活動でございますので、私からお答え申し上げます。</p> <p>お尋ねは捜査機関の活動内容にかかわる事柄でございますので、お答えを差し控えさせていただきます。</p> <p>○藤野委員 いやいや、差し控えるというか。既にもう、はつきり言いますけれども、これはなぜなのか、要するに森友問題、河井大臣の問題。代理人を通じてやるということはもう当たり前のことであります、なぜ今回不受理になつてしまつたのか。</p> <p>○川原政府参考人 いやいや、差し控えるというか。既にもう、はつきり言いますけれども、これはなぜなのか、要するに森友問題、河井大臣の問題。代理人を通じてやるということはもう当たり前のことであります、なぜ今回不受理になつてしまつたのか。</p> <p>○森国務大臣 勤務延長の閣議決定につきましては、業務継続性の必要性に基づき、適正なプロセスでなされたものであると承知しております。</p> <p>○藤野委員 終わりますけれども、閣議決定と、そして法案の特例部分、この二つの撤回が本筋であり、これを引き続き強く求め、質問を終わります。</p> <p>○松島委員長 次に、串田誠一さん。</p> <p>○串田委員 日本維新の会の串田誠一でございます。</p> <p>当初の予定よりもかなりずれてしましましたが、森法務大臣も答えられないこともあります。が、聞いていたら、法務大臣であれば答えられることも、周りにたくさん的人が寄つていて、答えられないというような姿を国民が見たら、これは信頼回復は果たしてできるんだろうかというふうに私は思われるのではないかと思うんですけれども。</p> <p>まず最初に、きょうは川原刑事局長にじっくり</p> |
| <p>るわけですね。しかも、今までさんざん、定年延長は規定されていないからできるんだできるんだと言つておいて、この告発。その二百四十九条、告訴は私も知つていますよ、告訴については代理人と明記してあります。書いてないからというあなたの論理なら、できることになるじゃないですか。しかも、実際やつてきているわけですね。いずれにしろ、統計も示さずにそういうだけお答えになるというのは、本当に不誠実だと思います。</p> <p>つまり、安倍総理のこの様を見る会の刑事告発だけが、理由にならない理由で受理されなかつた。その日付が一月三十一日、黒川検事長の定年延長の閣議決定が行われた日だということなんでもあります。私、既に閣議決定の悪影響がこういう形でもあらわれていると思うんですね。</p> <p>大臣、お聞きしますが、やはり、この閣議決定、この撤回がどうしても必要だと思います。大臣、撤回してください。</p> <p>○森国務大臣 勤務延長の閣議決定につきましては、業務継続性の必要性に基づき、適正なプロセスでなされたものであると承知しております。</p> <p>○藤野委員 終わりますけれども、閣議決定と、そして法案の特例部分、この二つの撤回が本筋であり、これを引き続き強く求め、質問を終わります。</p> <p>○松島委員長 次に、串田誠一さん。</p> <p>○串田委員 日本維新の会の串田誠一でございます。</p> <p>当初の予定よりもかなりずれてしましましたが、森法務大臣も答えられないこともあります。が、聞いていたら、法務大臣であれば答えられることも、周りにたくさん的人が寄つていて、答えられないというような姿を国民が見たら、これは信頼回復は果たしてできるんだろうかというふうに私は思われるのではないかと思うんですけれども。</p> <p>まず最初に、きょうは川原刑事局長にじっくり</p> | <p>るわけですね。しかも、今までさんざん、定年延長は規定されていないからできるんだできるんだと言つておいて、この告発。その二百四十九条、告訴は私も知つていますよ、告訴については代理人と明記してあります。書いてないからというあなたの論理なら、できることになるじゃないですか。しかも、実際やつてきているわけですね。いずれにしろ、統計も示さずにそういうだけお答えになるというのは、本当に不誠実だと思います。</p> <p>つまり、安倍総理のこの様を見る会の刑事告発だけが、理由にならない理由で受理されなかつた。その日付が一月三十一日、黒川検事長の定年延長の閣議決定が行われた日だということなんでもあります。私、既に閣議決定の悪影響がこういう形でもあらわれていると思うんですね。</p> <p>大臣、お聞きしますが、やはり、この閣議決定、この撤回がどうしても必要だと思います。大臣、撤回してください。</p> <p>○森国務大臣 勤務延長の閣議決定につきましては、業務継続性の必要性に基づき、適正なプロセスでなされたものであると承知しております。</p> <p>○藤野委員 終わりますけれども、閣議決定と、そして法案の特例部分、この二つの撤回が本筋であり、これを引き続き強く求め、質問を終わります。</p> <p>○松島委員長 次に、串田誠一さん。</p> <p>○串田委員 日本維新の会の串田誠一でございます。</p> <p>当初の予定よりもかなりずれてしましましたが、森法務大臣も答えられないこともあります。が、聞いていたら、法務大臣であれば答えられることも、周りにたくさん的人が寄つていて、答えられないというような姿を国民が見たら、これは信頼回復は果たしてできるんだろうかというふうに私は思われるのではないかと思うんですけれども。</p> <p>まず最初に、きょうは川原刑事局長にじっくり</p> |